

条例等立案表

<p>題名</p> <p style="text-align: center;">徳島県立学校規則の一部を改正する規則</p>		<p>課(室)名</p> <p style="text-align: center;">教育委員会 学校政策課</p>			<p>提案理由</p> <p>学校教育法等の一部が改正されたことに伴い、学校評価に関する規定を置く必要がある。</p> <p>あらまし</p> <p>一 学校教育法等の一部が改正されたことに伴い、学校評価に関する規定を置くこととした。</p> <p>二 この規則は、平成二十年四月一日から施行することとした。</p>
<p>予算上の措置</p>					
<p>関係法令など</p> <p>学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）</p> <p>学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成十九年文部科学省令第三十四号）</p>					<p>備考</p>
		<p>担当者名</p> <p style="text-align: center;">桂 啓人</p>	<p>電話番号</p> <p style="text-align: center;">内線 三二二〇</p>		

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 村澤 普恵

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十三年教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（学校評価）

第六条の二 学校は、毎年度、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 前項の評価を行うに当たっては、学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

3 学校は、第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の生徒等の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 校長は、第一項の規定による評価の結果及び第三項の規定により評価を行った場合はその結果を、毎年三月末日までに委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。